

名誉教授選考についての教育研究審議会了承事項

平成21年 4月 1日

- 1 規程第3条第2項による発議については、学長としての任期を満了したことを条件とする。
- 2 選考のために必要な書類は、次のとおりとする。
 - 1 学長については、発議書、功績調書及び履歴書
 - 2 教員については、功績調書及び履歴書

<発議書様式>

年 月 日

教育研究審議会議長 殿

教育研究審議会委員	印
教育研究審議会委員	印
教育研究審議会委員	印
教育研究審議会委員	印
教育研究審議会委員	印

名誉教授の選考について（発議）

元（前）愛知県立大学学長 氏は、 年 月 日任期満了により本学を退職するまで、学長としての功績は特に顕著であり、愛知県立大学名誉教授称号授与規程第2条第3号に該当すると認められるので、同氏に対して名誉教授の称号を授与されるよう、規程第3条第2号により発議します。

（参考）昭和58年12月13日施行
平成19年 4月 1日修正